

令和5年度兵庫県立都市公園指定管理者

三木総合防災公園

《 募 集 要 項 》

令和5年6月

兵庫県広域防災センター

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所

兵庫県まちづくり部公園緑地課

## 目次

はじめに.....	2
1 対象公園.....	2
2 公園の概要及び管理区域.....	2
3 公園の管理運営の基本計画について.....	4
4 広域防災拠点業務の実施について.....	4
5 業務の内容.....	4
6 管理の方法.....	5
7 指定期間及び業務に係わる経費.....	9
8 指定管理者と県の責任分担.....	15
9 応募方法.....	17
10 応募に関する留意事項.....	22
11 選定方法.....	23
12 スケジュール（予定）.....	28
13 協定の締結.....	28
14 その他.....	30
15 応募書類配布先.....	32
16 申込み・問合せ先.....	32

## はじめに

三木総合防災公園は、日本最大級の屋内テニス場（ブルボンビーンズドーム）、第1種公認の陸上競技場、天然芝2面を含む球技場3面、野球場などの本格的なスポーツ・レクリエーション施設を備えるとともに、災害時には隣接する兵庫県広域防災センターと一体となって、県下全域の防災拠点としての役割を担う広域公園です。

第1陸上競技場は（公財）日本陸上競技連盟の第1種公認をうけており、約2万人を収容でき、大規模な各種競技大会の開催にも対応できる施設となっています。

ビーンズドームは、「テニス王国兵庫の象徴」として、「ジュニア育成の拠点」となるべく計画されました。本施設では、フェドカップ（2008.2）の開催や日本ナショナルチームの強化合宿の開催等を契機に、現在、『日本のテニスのメッカ』を目指した取り組みを推進しています。また、ネーミングライツを導入し、フェドカップなどの国際大会誘致やジュニア選手の育成なども行っています。さらに、プロの選手育成だけでなく、近隣住民のジョギング、ウォーキング、グラウンドゴルフなど様々な世代の方のスポーツに利用されています。

これらを踏まえ、大会誘致やスポーツイベントの開催等による地域の活性化や生涯スポーツを通じた心身の健康づくりの場として資することが期待されています。また、園内の豊かな自然環境や御坂サイフォン等の歴史資源を活かし、地域住民と連携した地域の活性化に資する取組が期待されています。

さらに、本公園は広域防災拠点として、①部隊の駐屯機能、②物資、資機材の集積・配送機能、③ヘリポート機能を有する施設です。指定管理者にはこれら公園の防災計画上の機能を理解し、県の防災拠点として平常時・災害時の対応業務を県と協力して責任を持って行うことが求められます。

### 【指定管理者選定の目的】

兵庫県では、県立都市公園の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年条例第2号）第2条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成16年規則第4号）並びに兵庫県立都市公園条例（昭和39年条例第53号）の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

## 1 対象公園

三木総合防災公園

## 2 公園の概要及び管理区域

所在地 : 三木市志染町

開園面積 : 202.2ha

種 別 : 広域公園

開園年月日 : 平成17年 8月 6日

指定管理期間 : 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

#### 【有料公園施設】

供用日 : 1月4日から12月28日

供用時間 : 陸上競技場、野球場、第3球技場、屋内テニスコート

9時から21時まで

第1.2球技場、第2陸上競技場、屋外テニスコート、グランドゴルフ場

9時から17時まで

施設の効率的な運営や利用者サービス向上のために、利用状況に応じた供用日、供用時間の短縮・延長について、県と協議の上、変更することができます。

- ① 都市公園法第5条許可施設※のうち次期指定管理者が県に管理許可申請を行い、管理しなければならない施設

該当なし

- ② 次期指定管理者が管理する必要のない施設（以下「管理対象外施設」という。）別添資料『資料集』の「管理対象外施設一覧」参照次期指定管理者が賃借することができる施設（以下「賃借施設」という。）

フットサルコート3,913㎡

（別添資料『資料集』の「三木総合防災公園 兵庫県サッカー協会施設（フットサル場）賃貸借条件」参照）

- ※ 都市公園法第5条許可施設とは、次のいずれかに該当し、公園管理者の許可を受けて公園管理者以外の者が設置又は管理する施設

- ① 公園管理者自らが設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

- ② 公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

なお、設置又は管理には、公園管理者に対して許可申請及び使用料の納付が必要です。

#### 【陸上競技場 公認について】

陸上競技場は(公財)日本陸上競技連盟の第1種公認、補助競技場は第3種公認を得ています。(公認期間：令和2年9月1日～令和7年8月31日)

公認更新にあたり対策工事が必要となる場合が想定されています。対策工事の実施により利用に影響が出る場合は、県と協議を行う必要があります。

### 3 公園の管理運営の基本計画について

兵庫県では「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」（H28.6）に基づき県立都市公園の管理運営等を行います。

この基本計画を十分理解し、その目的がより高い水準で達成できる管理運営を期待しています。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」は兵庫県のホームページに掲載しています。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

### 4 広域防災拠点業務の実施について

本公園は、災害時には隣接する「兵庫県広域防災センター」と一体となって県下全域を対象とする広域防災拠点であり、県下で発生した大災害の背後支援基地となっています。本公園に求められる防災機能は、主に、①食料等物資の備蓄機能、②救援物資の集積・保管機能、③応急活動要員の宿営機能になります。全ての施設や広場は、危機管理部と協議のうえ、災害時に速やかに機能転換を図れるようあらかじめ災害時の役割を設定しています。

指定管理者は、これら公園の防災計画上の機能を理解し、県の防災拠点として広域防災拠点業務を円滑に実施することが求められます。そのため、指定管理者は公園管理業務とは別に、「県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書」（資料集参照）を県と締結し、この契約に基づき災害応急対策業務を実施することとします。なお、指定管理者が災害応急対策業務を行った場合は、県は指定管理費とは別に、契約に基づく金額を指定管理者に支払います。

また三木市地域防災計画において、三木総合防災公園が広域輸送拠点に位置づけられるとともに、本公園内の屋内テニスコートが避難所に指定されています。

### 5 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行います。業務の詳細については、別添の県から示す管理水準書に記載します。応募にあたっては適切な管理内容の提案を求めます。

※「管理水準書「Ⅱ 維持管理」における管理頻度や方法は、「標準仕様」で示します。

管理方法や頻度の変更による公園利用者の利便性の向上、新たな魅力を付与する提案や、場所の特性に合わせメリハリをつけた管理頻度の設定により、公園全体として管理レベルを確保する提案を評価するので、理由を含めて提案を求めます。

- (1) 維持管理
  - ① 植物管理
  - ② 施設管理
  - ③ 占用施設
  - ④ 清掃
- (2) 運営管理
  - ① 安全巡視
  - ② 利用の指導・運営
  - ③ 利用料金等の徴収
  - ④ 利用の許可
  - ⑤ 利用の増進及び住民参画の取り組み
  - ⑥ 施設命名権導入に伴う対応業務
  - ⑦ 広告誘致に伴う対応業務
  - ⑧ 運動施設の特別利用

(3) 広域防災拠点業務

【指定管理業務（指定管理業務契約）】

- ① 平常時の業務（指定管理業務）

【災害時の業務（県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書）】

- ② 災害待機時業務
- ③ 災害時応急対策業務
- ④ 大規模災害発生時業務
- ⑤ 契約期間満了後の引き継ぎ期間の設定について

(4) 緊急時に対する措置

- ① 災害・事故への対応
- ② 警備
- ③ 損害保険への加入

(5) その他

- ① 収益事業の実施
- ② 県への報告
- ③ 県への損害賠償
- ④ ローカル5Gの利活用について

## 6 管理の方法

(1) 法令等の遵守

以下の法令等を遵守し利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営とします。

- ・ 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、地方自治法、地

方自治法施行令ほか行政関連法規

- ・ 消防法、水道法、建築基準法、電気事業法ほか施設維持設備保守点検に関する法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 公益通報者保護法
- ・ 個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する条例、情報公開条例
- ・ 公文書等の管理に関する条例
- ・ 公の施設の指定管理者の指定等に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則
- ・ 兵庫県立都市公園条例、兵庫県立都市公園条例施行規則
- ・ 県民の参画と協働の推進に関する条例
- ・ 暴力団排除条例・暴力団排除条例施行規則
- ・ 県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱
- ・ 消費税法（令和5年10月に導入されるインボイス制度に適切に対応すること）
- ・ その他関連法規・通知・要領等

## (2) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規程及び執行の体制を整備し、「5 業務の内容」を適切に執行します。

### ① 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行います。手持現金の取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えてください。

### ② 施設、物品管理体制の確立

a 施設、物品の管理について、現行の公園台帳及び貸与備品及び物品一覧表を活用し、適正に管理します。

b 別紙、「資料集」に記載のある管理に必要な備品等は無償で貸与します。

c 事務室、倉庫、物品等のメンテナンス、修理は指定管理者が行います。

d 指定管理者が県と協議の上、指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品の所有権は、指定管理期間終了後、県に帰属します。

### ③ 平常時業務の実施体制

平常時の指定管理業務（都市公園の維持・運営管理業務および広域防災拠点業務の平常時の業務）の遂行にあたって、適正に実施できる人員および資格・経験等を有する職員を配置してください。なお、本公園は広域防災拠点であり、突発的に発生する災害に対応する必要があるため、供用時間中は、正規雇用職員\*が1人以上勤務する体制を確保してください。

※ 正規雇用職員とは、期間の定めがない無期雇用契約で直接雇用するフ

## ルタイム職員

### a 管理事務所長

管理事務所長は、指定管理業務実施時において、申請者（グループ申請の場合は代表法人を含むいずれかの構成団体）の正規雇用職員とします。また、都市公園の管理運営に係る下記のいずれかの資格を有する者、もしくは都市公園の管理事務所長の経験が1年以上ある者が望ましい。

技術士（建設部門：都市及び地方計画、総合技術監理部門：建設）、1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士

### b スタッフ

都市公園の管理運営に係る下記のいずれかの資格を有する者、もしくは都市公園の管理経験が1年以上ある者が望ましい。

技術士（建設部門：都市及び地方計画、総合技術監理部門：建設）、1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士、公認スポーツ施設運営士、公認スポーツ施設管理士

陸上競技場と屋内テニス場には非常用発電設備用として、大量の燃油貯蔵施設を有しているため、危険物取扱者を常駐させてください。

備蓄倉庫管理を行うため、フォークリフト、天井クレーンを用いた物資の移動、搬出入を円滑に操作できる体制（手配を含む）を構築してください。

※フォークリフトの操作、天井クレーンによる玉かけ等の作業を行うには、運転技能講習等修了（資格）が必要です。一定の経験を有するものが円滑に操作を行うこと。

災害発生時には、別途契約する「県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約」に基づく業務を平常時の公園維持管理運営体制と連携して実施する必要があるため、平常時から災害応急対策業務にあたる現地責任者を配置してください。

注）申請者が提案時に記載した資格、経験を有する職員を確保できなくなった場合は、契約を解除します。ただし、県が、やむを得ないと判断した場合は、職員交代後6か月までは、暫定的に他の職員が務めることを認めます。

6か月以内に資格、経験を有する職員を確保できない場合は、契約を解除するか、当該資格を有する職員を配置するまでの間、有資格者が不在となった日からの日割り計算により、指定管理料を1割削減します。

### ④ 【災害時の業務（県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書）】の実施体制

別途契約を行う「県立三木総合防災公園における災害応急対策業務契約書」に基づく「災害待機時業務」「災害時応急対策業務」「大規模災害発生時業務」を適正に実施する体制を確保してください。



#### ⑤ 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様に行います。

#### ⑥ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じてください。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的への使用することを禁じます。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。

#### ⑦ 情報の公開

指定管理者は、指定管理業務に係る文書等の情報の公開については、県の承認を得て別途情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じてください。

#### ⑧ 行政手続きの措置

指定管理者は、使用許可等の行政処分にかかる審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、これを公にしておく必要があります。

また、聴聞手続に関する規程を定める必要があります。

#### ⑨ 内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法により、通報・相談窓口の設置、内部規程の整備を行う必要があります。

#### ⑩ 適正な労働条件の確保

指定管理者は、労働関係法令を遵守し、指定管理業務に従事する労働者の最低賃金額以上の賃金の支払いをはじめ、適正な労働条件を確保するための必要な措置を講じてください。

#### ⑪ 公文書等の適正な管理

指定管理者は、公文書等の管理に関する条例の規定により、指定管理業務に係る文書の適正な管理に関して、文書管理規程を定めるなど必要な措置を講じてください。

### (3) 業務の委託

指定管理者は、本業務の実施にあたり、本業務の全部又は主体的部分\*を一括して第三者に委任し、又は請け負わせる（以下「再委託等する」という。）ことはできません。ただし、施設の清掃、警備、設備管理など事実上の行為については、あらかじめ県に申請し、承認を得た場合は、指定管理者は、県が承認し

た範囲の業務を第三者に委任し、又は請け負わせることができます。

なお再委託等する場合は、暴力団排除条例及び同施行規則及び県契約における労働条件の確保に関する要綱に従ってください。

指定管理者が本業務の一部を第三者に再委託等する場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとします。

\*主体的部分とは、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいいます。

## 7 指定期間及び業務に係わる経費

### (1) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

### (2) 管理経費の算出等について

#### ① 指定管理料

##### ・ 算出

指定管理料の算出に当たっては、必要な経費と利用料金等の収入を勘案し、提案してください。なお、必要に応じて指定管理料を算出した内訳資料等の提出を求める事があります。

##### ・ 支払い

指定管理料の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ、支払います。

県議会で議決後に県と指定管理者との間で基本協定を締結し、指定管理料はこれに基づいて締結する年度協定に明記してください。(別添『資料集』の「年度毎の指定管理料基準額」参照)

##### ・ 管理口座

本公園の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けます。なお、専用口座は、別途、県に対して債権者登録が必要です。

##### ・ 支払条件

本業務に関して、四半期毎に指定管理者から提出される事業報告書等により、実施状況及び施設の管理状況の確認をした後に支払います。なお、県と協議のうえ、県が認めた場合は、前払い金を支払うことができます。

※ 指定管理料は消費税込みの金額で提案を行います。

#### ② 指定管理料の変更

a 会計年度(4月1日から3月31日まで)毎に、県予算の範囲内で定め

ます。

なお、提案された指定管理料と県の行財政改革等による県予算に差異が生じた場合は、予算に応じて管理水準を見直すことがあります。指定管理者は、予算に応じた管理水準案を作成し、県に提出してください。

b 各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、精算はせず、年度協定で決定した額は変更しません。

指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。また、利用料金収入が計画と異なる場合にあっては指定管理料は変更しません。

c 公園内に新たな施設が新築、更新、増設された場合については、その都度、県は、指定管理料を設定します。

d 指定管理期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や災害時応急対策業務等による休業要請があった場合、指定管理料の補填を行うことがあります。また、ウクライナ情勢等に伴う原油価格高騰の影響を踏まえ、財政措置を行う場合があります。

### ③ 利用料金制度

指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とし、管理運営業務に充てることとします。

指定管理者は、兵庫県立都市公園条例に定める基準金額に0.5を乗じて得た金額から当該基準額に1.5を乗じて得た金額の範囲内の額で、知事の承認を受けて利用料金の額を定めます。利用料金の額の設定に当たっては、新たなサービスの向上や利用促進<sup>\*</sup>を図る観点で、積極的な提案を求めます。その際、利用料金を設定した考え方も合わせて提示します。公園毎の利用料金施設は、＜参考1：利用料金施設＞のとおりとなります。

※ 施設利用者の利用に関する備品、機器や遊具等の充実、無料送迎車の導入等

### ④ 利用促進事業

#### a 事業内容

利用促進事業は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理業務の一環として行う事業になります。広域防災拠点であることから防災に係る普及啓発イベントや公園の資源を活かしたプログラム、参画と協働による取組、公園の広報につながる事業などの提案を求めます。

特に指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めてください。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能です。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のような公益的目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできません。

利用促進事業を実施するに当たり、都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料を納付して頂きます。（＜参考2：使用料＞参照）ただし、事業内容に応じて50%又は100%の減免ができます。（減免規定は条例に規定）

事業内容については、別紙様式集「様式6 3(2)」に記載してください。提案に当たっては、別添「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園の概要」も参考とします。

（例：スポーツフェスタ、防災フェス等）

#### 【都市公園法第6条許可】

都市公園内において、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物については、都市公園法第6条に基づく許可申請及び兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。（＜参考2：使用料＞を参照）

##### 「50%減免」

- ・ 公益目的のために占有するとき（設置工事のための占有を含む）。ただし、その利用に料金を徴する事業の用に供するものについてはこの限りではありません。

#### 【兵庫県立都市公園条例第4条許可】

県立都市公園内において、都市公園法第6条の仮設工作物の設置を行わないイベント等を行う場合、兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請及び同条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。（＜参考2：使用料＞参照）

##### 「50%減免」

- ・ 県の後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。
- ・ 国及び市町と共催又は後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。

##### 「100%減免」

- ・ 県と共催で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。

#### b 収支

利用促進事業を行うために、指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることができます。このため、本事業に係わる収支については「様

式7「収支計画書」に記載してください。

c その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された利用促進事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。

⑤ 光熱水費

指定管理者の負担とします。(別添『資料集』の「実績額」参照)

⑥ 消耗品費

1件10万円未満の事務用消耗品、管理作業用品、花苗、機械部品等の購入費用は、指定管理者の負担とします。(別添『資料集』の「実績額」参照)

事務用品は、別添「資料集」の貸与備品及び物品一覧表に記載の備品等を貸与予定とします。その他必要に応じ県と協議の上、指定管理者の負担で調達することができます。なお、貸与備品及び物品一覧表は予定であり、一部変更することがあります。

⑦ 修繕費等の取扱い

修繕等に要する費用負担は、その規模毎に以下のとおりとなります。

小規模修繕：1件10万円未満の修繕を小規模修繕（照明灯塗装、照明ランプ取り替え、安定器取り替え、水中ポンプ修繕、便所修理、漏水修繕、門扉修繕、ベンチ修繕、その他）とし、指定管理料に含みます。(別添『資料集』の「実績額」参照)

中規模修繕：1件10万円以上50万円未満の修繕（遊具修繕、作業用機械修繕、建物修繕など）を中規模修繕とし、緊急時に迅速に対応できるように、別に指定管理者に業務委託します。そのため、指定管理料には含めません。また、業務委託額は、施設の規模、修繕実績に応じた限度額を県が定めることとし、原則、県は修繕実績に基づき支払うこととします。ただし、原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。

大規模修繕：1件50万円以上の修繕を大規模修繕とし、県が実施します。そのため、指定管理料に含めません。ただし、原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。

⑧ 委託費

ホームページの管理運営費

ホームページの作成および維持管理、プロバイダ契約等については、指定管理者が負担する。なお、指定管理業務の引継ぎが発生した場合は円滑に引継ぎを行うこととします。

特に、次期指定管理者は利用者への情報提供に空白期間を作らないようにし

てください。

#### インターネット等による施設予約

利用者が、インターネット等により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入してください。

また、公園施設の予約は、利用する2ヶ月前から可能なため、次回指定管理者の変更（ホームページの変更等）に伴うトラブルが生じないように、指定管理期間終了後2ヶ月は、予約システムの運営を行うとともに、円滑な移行が図られるようにしてください。

なお、三木総合防災公園については（公財）兵庫県園芸・公園協会が運営する施設予約システムに参加することは可能ですが、その場合、費用の負担が必要となります。

HPアドレス：<http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#>

#### ⑨ 印刷製本費

##### ・パンフレット作成費

パンフレットの作成については、指定管理者の負担とします。なお、指定管理業務の引継ぎが発生した場合は、次期指定管理者は指定管理業務開始までに現在のパンフレットの問い合わせ先を修正する等の対応を行ってください。

### (3) 収益事業の実施

#### ① 事業内容

収益事業とは、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う、利用促進事業に該当しない事業（収益施設の設置、物品販売、イベント等）のことを示します。この事業は指定管理業務には含まれないため、事業を行うために、県が支払う指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできません。また、本事業を行うに際し、都市公園法第5条、第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。（＜参考2：使用料＞参照）

公園の既存施設を活用したイベントや公園利用者のニーズに応える新しい公園サービスの積極的な提案を求めます。提案に当たっては、別添資料「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園の概要」も参考にしてください。

事業内容については、別紙様式集「様式6 3（2）」に記載してください。

#### 【収益事業の例】

- a 収益施設の設置・管理
  - ・ 収益施設の設置（例：物販、飲食、サービス提供施設等）
  - ・ 収益施設の設置（例：自動販売機、バーベキュー、コインロッカー、ドッグラン等）
  - ・ 収益施設の管理（例：運動施設を活用したスポーツスクール開催等）
- b 物品の販売
  - ・ 物品販売、レンタル（例：キッチンカー、スポーツ用品販売・レンタル等）
- c イベントの開催、サービスの提供
  - ・ イベント、体験プログラム（例：スポーツ大会、有料のセミナー開催等）

#### 【都市公園法第5条許可施設】

##### （設置許可施設）

当公園には、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機及び軽飲食店（屋内テニスコート）が設置されています。次期指定管理者が引き続き設置管理することは可能ですが、県に対して許可申請及び使用料の納付が必要となります。（＜参考2：使用料＞及び別添『資料集』参照）

#### ② 収益金

収益事業の収益金を公園管理費に充てることもできるので、その場合は、「様式7 収支計画書」収入の「その他収入」欄に金額を記載して提案してください。

#### ③ その他

提案された収益事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。なお、承認後の利用促進事業への変更は認めません。また、収益事業として、公園施設を設ける場合の設置場所については、指定管理者の指定後、県との協議を踏まえ、最終決定することとします。

## 8 指定管理者と県の責任分担

指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」の通りとします。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表

項 目		指定管 理者	兵庫県
運営の基本的な考え方			○
広 報	広報	○	
	県広報		○
公園の管理運営	(施設の利用調整、利用指導、案内、警備、事故の報告、苦情対応、安全衛生管理、利用促進等)	○	
公園施設の維持管理	(植物の維持管理、清掃、施設保守点検、設備の法定点検等、光熱費の支出)	○	
公園施設の法的管理	施設利用の承認など	○	
	占用、行為許可(※1)		○
事故・事件対応		○	
公園施設の改修、修繕等	指定管理者の帰責事由に基づかないもの	大規模修繕・中規模修繕(※2)	○
		小規模修繕	○
	指定管理者の帰責事由に基づくもの		○
不可抗力(県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加		(県への報告・応急対策)	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
公園内の物品管理・修繕	物品の管理		○
	物品の修繕	指定管理者の帰責事由に基づくもの(経年劣化等を含む)	○
		指定管理者の帰責事由に基づかないもの(経年劣化等は除く)	協議
災害対応	防災対策マニュアルの作成、待機連絡体制の確保、公園利用者の安全確保、緊急点検の実施、県への報告、応急対応、県からの指定・指示への対応		○
	災害復旧(本復旧工事)		○



項 目		指 定 管 理 者	兵 庫 県
テロ、暴動、感染症対策等に伴う業務停止等の運営リスク		協議	
指定管理者の帰責事由に基づく兵庫県及び第3者への損害賠償		○	
指定期間中における「公の施設」増築に伴う増加費用や廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担		協議	
市場環境の変化（競合施設の増加、利用者数の減少等）		○	
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、県からの経費の支払遅延によって生じた事由		○
	上記の場合以外	○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）		○	
施設保険（火災・建物共済等）			○
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）		○	

※1 行為許可の内、都市公園法第7条第6号、兵庫県都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとします。

※2 公園施設の改修、修繕等の項目の大規模修繕・中規模修繕とは日常的な維持管理に必要な修繕業務（施設若しくは設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実施上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むものとする。）の範囲を超える修繕とします。原則、兵庫県が費用負担します。

## 9 応募方法

### (1) 募集要項の公開

募集要項は令和5年7月19日（水）から県ホームページに掲載しています。

### (2) 管理水準書及び応募書類等の配布

応募に必要な関係書類はCD-Rによる直接配布とします。お手数ですが「15 応募書類配布先」までお越してください。

現地説明会申し込み、応募に必要な書類は、県ホームページからはダウンロードできませんので配布場所にてお受け取りください。

配布期間：令和5年7月19日（水）から令和5年9月29日（金）までを予定（土日祝除く）

9時～12時、13時～17時

配布場所：「15 応募書類配布先」参照

### (3) 応募者の資格

- ① 法人格を有する団体（以下「法人」という。）、又はそのグループ
- ② 公園又はこれに類する施設に係わる維持管理業務を遂行する能力を有する団体
- ③ 次に該当する法人は、応募することができません。

a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

b 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

c 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その

者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- d 兵庫県またその他自治体問わず、競争入札の参加に関して指名停止を受けている者
- e 兵庫県税(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む)、国税を滞納している者
- f 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第42条に該当する者
- g 兵庫県から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- h 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- i 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。以下同じ)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- j 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む者

#### (4) グループ応募の場合の条件

- ① 複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人及びグループを構成する法人の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。
- ⑤ グループにより応募する場合は、その個々の構成員を対象として上記(3)の資格を満たすか否か判断します。

#### (5) 現地説明会

管理運営対象施設の現地説明会を行います。当日は、募集要項等の資料は配布いたしませんので、事前に上記(2)の資料を入手の上ご持参ください。

参加希望の方は令和5年7月28日(金)17時まで(必着)に、参加申込書(様式8を「16 申込み・問合せ先」までEメールにて送付してください。参加人数は各法人等(グループごと)2名までとします。

なお、暑い時期の開催となりますので、参加される方は熱中症対策など各自体調管理に努めてください。また、本県では「夏のエコスタイル」を実施しております。各々のご判断により、ノーネクタイ・ノージャケットの軽装及び歩きやすい靴でお越しください。

開催日時：令和5年8月4日（金） 13時半から

集合場所：三木総合防災公園 陸上競技場内管理事務所（三木市志染町三津田1708）

交通手段：（自動車）大阪・岡山姫路方面から 山陽自動車道三木東 IC より南へ約3km

神戸方面から新神戸トンネル利用、一般道路経由で約2.5km

（公共交通）神戸電鉄「緑が丘」駅から「防災公園前」バス停下車すぐ

神戸電鉄「緑が丘駅」または神戸市営地下鉄「西神中央駅」からタクシー

（6） 質問事項の受付及び回答方法など

① 質問受付期間：第1回目令和5年8月2日（水）9時～令和5年8月8日（火）17時まで（必着）

第2回目令和5年8月17日（木）9時～令和5年8月23日（水）17時まで（必着）

② 受付方法：質問票（様式9）1枚につき1問の質問事項を記入のうえ、「16 申込み・問合せ先」までメールにて送付して下さい。（質問票には、必ず応募書類受取り時に発行する受付番号と応募者毎の通し番号を記入してください。受付番号が無い質問にはお答えしません。）

③ 質問回答：質問に関する回答は、兵庫県ホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/siteikannrisya/r5siteikannrisyav1.html>）にて、お知らせします。

(7) 応募書類の受付

① 受付期間：令和5年9月21日（木）から令和5年9月29日（金）まで  
9時～12時、13時～17時

※ 受付期間後は受け付けません。

受付期間後の応募書類の変更及び追加は原則認めません。

② 受付場所：「15 申込み・問合せ先」に提出願います。

※ 提出書類は必ず持参してください。郵送等による書類の提出は受け付けません。

(8) 応募書類

以下に示す、1～10の所定の書類を提出してください。枚数制限がありますのでご注意ください。ページ数を入れ、両面印刷とし、簡易な製本（インデックス付き）にしてください。応募書類2、3、6、10については、電子データも提出願います。なお、電子データは、ワード又はエクセル、パワーポイント等で作成しデータをCD-Rに収容するものとします。

No.	応募書類	様式・枚数制限	電子データ	提出部数	
				正	副
1	兵庫県公園施設指定管理者指定申請書	様式1： 1枚	—	1	2
2	法人の概要1	様式2： 1枚	○	1	2
3	法人の概要2（グループ応募の場合のみ）	様式3： 1枚	○	1	2
4	共同事業体協定書兼委任状（グループ応募の場合のみ）	様式4： 1枚	—	1	2
5	宣誓書	様式5： 1枚	—	1	2
6	事業計画書及び収支計画書	様式6～7：枚数は項目により指定があります	○	各1	各2
7	・法人、又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・法人、又は団体のパンフレット	任意	—	1	2
8	・応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書	任意	—	1	2
9	○法人にあつては、 ・法人の登記簿謄本 ・様式第6号 障害者雇用状況報告書（写）（対象法人のみ） ・納税証明書 1）兵庫県税：納税証明書（3） 「5 全税目（個人県民税及び地方消費税を除く）」 2）国税：納税証明書（その3の3） ・過去3年間の 1）貸借対照表（直近1年の貸借対照表には法人確定申告に付随する借入金及び支払利子の内訳書を添付すること） 2）損益計算書 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書 ○その他の団体にあつては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意（障害者雇用状況報告書・納税証明書を除く）	—	1	2
10	・プレゼンテーション資料（事業計画書【プレゼンテーション審査対象】を説明用としてとりまとめたもの）	様式任意 A3 3枚 文字サイズ 12pt	○	1	2

## 10 応募に関する留意事項

### (1) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する県職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

### (2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

### (3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### (4) 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

### (5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

### (6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

### (7) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。

### (8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

### (9) 事業計画書記載に当たっての留意点

- ① 取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載してください。
- ② 業務の内容については「管理水準書」を参照してください。
- ③ 様式に記載された収益事業等について、県の判断により、提案された内容どおりの実施を認めるものではありません。
- ④ 利用状況や利用者特性については「資料集」及び「兵庫県立都市公園指定

管理者公募公園の概要」も参考にしてください。

## 1.1 選定方法

### (1) 選定の手順

#### ① 予備審査

応募書類提出後、県の担当部署において応募者の予備審査を行います。以下の項目を確認し、満たされていない場合は、書類審査、プレゼンテーション審査の対象外とします。

また、書類内容については、県の担当部署から確認、照会等を行う場合があります。

#### ② 応募資格

応募者から提出される応募資格確認審査に関する書類をもとに、募集要項に示す応募資格を満たしているか。

#### ③ 申請書類

応募者に求めた申請書類が全てそろっているか。

#### ④ 指定管理料提案額

応募者が提案した指定管理料が指定管理料基準額の範囲内であるか。

#### ⑤ 本審査

資格審査通過後、県が設置する指定管理者候補者選定委員会で審査します。

a 書類審査：60点

b プレゼンテーション審査：140点

書類審査点及びプレゼンテーション審査点の合計点で審査します。

#### 【プレゼンテーション審査に当たっての留意点】

資格審査を通過した応募者に対して実施します。

プレゼンテーションは、審査委員において既に「事業計画書」の内容が確認されていることを前提に、その事業計画の特徴や力を置いている点、特に強調したいところなど、応募者としてアピールしたいところをわかりやすく説明してください。

a 審査は応募者によるプレゼンテーションと委員による質疑応答で行います。

b プレゼンテーションの時間は15分とさせていただきます。

c 当日、不参加の場合は、審査の対象外とします。

d 審査対象書類として、委員には事業計画書とプレゼンテーション資料(A3 3枚)を配付します。プレゼンテーション資料は、事業計画書の中の独自性のある点や重きを置いている点など、特徴ある項目についてわかりやすく記載してください。

e 審査はプレゼンテーション資料をプロジェクターに投影しますので、それ



を用いて説明してください。また、パワーポイントや動画等の別媒体を用いることはできません。

f 応募書類に記載している以上に何かを実施しますという発言は、審査対象外とします。

g プレゼンテーション審査に所長就任予定者が出席する場合は、冒頭において自らの経験や能力を活かしてどのような公園運営を行いたいのか簡潔にPRして下さい。

h 詳細につきましては、別途お知らせします。

#### ⑥ 指定管理者候補者の選定

選定会議で選定委員会の報告を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。県は、この結果を速やかに公表するとともに応募者に通知します。

#### ⑦ 指定管理者の指定

議会の議決を経た後、県知事は指定管理者の指定を行います。

### (2) 審査の基準

指定管理者の審査は、「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例」に規定する基準により、審査の視点毎に評価し、総合評価方式で行います。なお、提案された指定管理料が基準額（別添『資料集』の「年度毎の基準額」参照）を超える場合は失格とします。

#### 【条例に規定する指定の基準】

- ① 公の施設の管理の業務に関する計画が、管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- ② 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

### (3) 審査の視点

前述（2）の基準を踏まえ、書類審査、プレゼンテーション審査毎に以下の視点に基づき評価します。

#### ① 書類審査（基礎的な管理運営の審査）

主に事業計画書「1 対象施設の管理運営について」「2 都市公園等管理運営実績について」に記載頂いた内容を以下の視点に基づき評価します。

項目	配点	審査の視点
応募者の経営能力	10	<p>提出された応募者の決算報告書等の経理書類等から、応募者の経営能力を評価</p> <p>公益社団・公益財団法人：当期一般正味財産増減額の目標達成状況</p> <p>一般社団・一般財団法人：経常利益の状況</p> <p>民間：売上高経常利益率、自己資本比率、総資産額をそれぞれ評価し、合計値から点数を決定</p> <p>NPO：「NPO法の運用方針」の「報告徴収などの対象となり得る監督基準」に該当しているか、またその他事業で2事業年度連続して利益を上げているかを評価する。</p> <p><b>【グループ応募の経営能力評価】</b></p> <p>① 民間事業者と民間事業者がグループを組んだ場合は、各応募者の合算値で評価を行う。</p> <p>② 社団・財団法人と民間事業者又はNPO法人がグループを組んだ場合は、グループの代表法人の評価値で評価を行う。</p>
類似施設の実績	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然芝の球技場（サッカー場、陸上競技場のインフィールド等）・屋内テニス・野球場（内野黒土舗装のものに限る）について管理運営の実績があるか。</li> </ul>
県内に有する本店・支店	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表となる法人又はグループを構成する法人において、県内に本店、支店を有しているか。</li> </ul>
所長の資格・経験	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や管理事務所長としての経験</li> </ul>
スタッフの資格・経験	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）やスポーツ施設管理運営の専門知識を有している者の配置状況</li> </ul>
コンプライアンス、社会貢献	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体等の企業倫理、諸規程の整備や公正労働基準の確保などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> <li>法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績</li> <li>団体等の社会貢献、CSR、SDGsの計画策定、活動実績について</li> </ul>
管理経費の節減努力	20	20（配点）×「最低提案額」／「各応募者の提案額」
計	60点	

② プレゼンテーション審査（プログラム等の審査）

主に事業計画書「3 公園の管理運営の基本方針について」に記載頂いた内容を以下の視点で評価します。

審査の項目	配点	審査の視点
管理運営方針	10点	公園の維持管理運営の基本方針を適切に捉え、それに対応した管理運営方針が提案されているか。 【基本方針】 ・ 広域防災拠点業務の責任ある遂行 ・ 屋内テニスコートにおける国際大会の誘致・開催の提案、トップレベルの選手育成に資する提案 ・ スポーツ施設、自然・文化施設を活かした公園や地域の活性化、県民の参画と協働による活動の推進
管理運営体制【指定管理業務】	10点	・ 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための実施体制が取られているか。 ・ 職員の役割分担が明確となっているか。 ・ 役割に応じた人員配置が成されているか。 ・ 役割に応じた適切な有資格者・経歴を有するものが配置されているか。（所長の資格・経歴 スタッフの資格・経歴） ・ 現場以外の支援体制の有無
管理運営体制【災害時の業務】	20点	・ 適正に災害時業務を行うための実施体制が取られているか。 ・ 職員の役割分担が明確となっているか。 ・ 役割に応じた人員配置が成されているか。 ・ 役割に応じた適切な有資格者・経歴を有するものが配置されているか。 ・ 迅速に人員が招集できる対策が取られているか。 ・ 現場以外の支援体制の有無
維持管理業務の実施方針	20点	・ 管理水準書に示す作業内容の提案 ・ 施設、機械設備管理及び修繕の実施方針の提案 ・ 清掃管理の実施方針の提案 ・ 作業時の利用者や作業者の安全管理の提案 ・ 老朽箇所改修の提案 ・ 広域防災拠点業務 平常時の業務の適正な実施方針の提案 また、予防保全、計画修繕等、効率的な維持管理業務を行うための工夫があれば、さらに評価を行う。 ・ 管理方法や頻度の変更により、公園利用者の利便性の向上や新たな魅力を付与する提案 ・ 場所の特性に合わせメリハリをつけた管理頻度の設定により、公園全体として管理レベルを確保する提案 例) 利用されていないトイレの清掃頻度を減らし、よく利用されるトイレの清掃頻度を増やす 等 ※ 管理水準書に示す作業方法、頻度は変更できるものとする。
平等利用の確保や利用者サービスの向上策	10点	・ 高齢者・障害者・幼児などの利用に配慮した対応、一部利用者の利用が他の利用者の迷惑とならないような対応など、誰もが利用しやすくなるような内容となっているか。 ・ 接客対応及び利用指導に関する体制、マニュアル、研修等の具体的な提案がなされているか。 ・ 利用者ニーズ、苦情、リクエスト等を把握し、迅速に対応及び反映ができる仕組みや体制になっているか。
管理運営基本計画の実現性	70点	別表1を参照 具体性・実現性・効率性等の観点から審査
計	140点	

別表 1

## 兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点（三木総合防災公園）

目標	方針	視点	配点
活力あふれる地域づくりに資する公園	地域の活性化をもたらす公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ施設における大会やイベント誘致による地域の活性化</li> <li>屋内テニスコートにおける国際大会誘致(施設命名権事業)</li> <li>開催や世界レベルの選手育成の推進(施設命名権事業)</li> <li>テニスを通じたスポーツ振興の提案(施設命名権事業)</li> <li>多様な特性を持つ人が参加できるスポーツの推進(施設命名権事業)</li> <li>生涯スポーツを通じた心身の健康づくりの推進</li> </ul>	15点
	元気で健康的な生活に資する公園づくり		
子育てに資する公園	子育て世代を支援する公園づくり	公園資源を生かした子育て世代を支援するプログラムの推進	5点
	子どもを育む公園づくり		
	3世代が楽しめる公園づくり		
環境との共生に資する公園	自然環境等を守り・生かす公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境や景観の保全</li> <li>SDGS等、自然環境に配慮した提案</li> </ul>	5点
安全安心な地域づくりに資する公園	安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災に係るイベント等による防災意識の醸成に資する提案(施設命名権事業)</li> <li>日常の公園利用が防災に役立つようにフェーズフリーの視点を取り入れた公園利用の促進</li> <li>日常の安全管理(事故防止のための点検・巡回、防犯・防災対策)、非常時の安全対策がとられているか。</li> </ul>	20点
	安心地域づくりに役立つ公園づくり		
	誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり		
持続可能なパークマネジメントの推進	より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成、管理運営協議会、新たな財源確保などの取り組みの推進に資する提案</li> <li>地域の催事、手作りイベント、緑化ボランティアなど、県民の参画と協働の仕組みづくりの推進に資する提案</li> <li>時代に即した手法、効果的な情報発信など効率的な広報の推進に資する提案</li> <li>有料公園施設における利用状況に応じた柔軟な供用時間や料金設定による効率的な公園運営の提案</li> </ul>	10点
	県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫		
	効果的な広報の推進		
特色ある提案		<p>以下の項目のような事業者のアイデア・ノウハウを活かした提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の修繕、機能アップを併せて行う利用促進事業の提案</li> <li>公園への還元を併せて行う収益事業の提案</li> <li>利用者ニーズに対応した多様な収益事業の提案</li> <li>ポストコロナ社会における公園の新たな利活用方法を含めた管理運営方法の提案</li> <li>ローカル 5G など ICT を活用したスポーツ振興の提案(既存のシステムの利活用その他新規の取組)</li> <li>園内の豊かな自然環境や御坂サイフォンなどの歴史資源を活かし、地域の活性化に資する提案</li> </ul>	15点
計			70点

この表は、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の「第3章 基本方針」に基づいています。

## 12 スケジュール（予定）

募集の開始	：	令和5年7月19日（水）
募集要項等配布期間	：	令和5年7月19日（水）～9月29日（金）
現地説明会	：	令和5年8月4日（金）
質問事項の受付期間	：	令和5年8月2日（水）～8月8日（火）
質問の回答	：	令和5年8月17日（木）
質問事項の受付期間	：	令和5年8月17日（木）～8月23日（水）
質問の回答	：	令和5年8月31日（木）
応募書類受付期間	：	令和5年9月21日（木）～9月29日（金）
募集の終了	：	令和5年9月29日（金）
プレゼンテーション審査	：	令和5年10月中旬～下旬
選定結果の公表、応募者への通知	：	令和5年11月下旬
兵庫県議会における議決	：	令和5年12月中旬
指定管理者の指定	：	令和6年1月中旬
協定等の締結	：	令和6年1月下旬
業務引継ぎ	：	令和6年1月中旬～3月下旬
指定管理者による管理の開始	：	令和6年4月1日より

※スケジュール（予定）は、応募状況等により一部変更する事があります。

スケジュール等の変更は兵庫県ホームページ

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/siteikannrisya/r5siteikannrisyav1.html>)にて、お知らせします。

## 13 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び収益事業等に関し、協定等を締結します。

なお、指定管理者の指定については、優先交渉権者に協定の交渉の第一優先交渉権を付与したもので、令和6年3月31日までに合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が移行するものとします。

### （1）協定事項

県が示す応募書類に基づき、県と協議の上で指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。協定は、基本協定と年度協定に区分し、それぞれ、次の事項より、県が認める項目を規定するものとします。また、協定に併せて、暴力団排除条例、県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項について記載した誓約書の提出を求めます。

- ① 基本協定
  - a 総括的事項  
協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等
  - b 業務の実施体制に関する事項  
関係法令等の遵守、利用の事務を行わない日及び窓口受付時間等、業務履行における指定管理者の義務、県有財産及び県有物品の使用の承認又は貸付け、業務により取得した物品類の帰属、緊急時の対応等
  - c 業務の実施に関する事項  
業務の水準の確保に関する事項（管理運営基準、事務処理要綱等）、施設・物品の改修・修繕に関する事項
  - d 経費に関する事項  
指定管理料の支払い方法、利用料金収入の取扱い、指定管理者の経理に関する事項、管理に必要な物品等の扱い等
  - e 指定管理者提案事業に関する事項  
実施する事業に関する事項、作業計画に関する事項、実施条件等
  - f 業務の報告及び監督に関する事項  
事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、県による履行確認に関する事項
  - g 損害賠償及び不可抗力に関する事項  
損害賠償に関する事項、第三者への賠償に関する事項、保険に関する事項、不可抗力発生時の対応に関する事項
  - h 指定の取消し及び業務の停止に関する事項  
指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項等
  - i 指定期間終了に伴う措置に関する事項  
原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等
  - j 協定の実施に伴う細目的事項
  - k 報告書等の提出の具体的な時期等
  - l 全業務の第三者への包括委任の禁止に関する事項
  - m 個人情報の保護に関する事項
  - n 情報の公開に関する事項
  - o 行政手続きに関する事項
  - p 公益通報者保護に関する事項
  - q 適正な労働条件の確保に関する事項
  - r その他の事項

権利義務の譲渡の禁止、疑義の取扱い等

- ② 年度協定
  - a 当該年度の指定管理料に関する事項
  - b 当該年度の実施業務の範囲等に関する事項
  - c その他必要な事項

(2) 災害時業務契約事項

- ① 総括的事項  
契約の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、契約期間、必要な職員の配置に関する事項
- ② 業務の実施体制に関する事項  
関係法令等の遵守、業務により取得した備品の帰属
- ③ 経費に関する事項  
経費の負担、経費の支払方法
- ④ 業務の報告及び監督に関する事項  
事業報告書の提出に関する事項、県による履行確認に関する事項
- ⑤ その他に関する事項  
契約満了後の引継期間、基本協定の適用等

(3) 誓約書

- ① 兵庫県暴力団排除条例に関する事項
- ② 県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項

(4) 協定等が締結できない場合について

指定管理者が協定等の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取消し、協定等を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定等の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格を喪失したとき。
- ⑤ 誓約書を提出しないとき。

## 14 その他

(1) 事業報告

指定管理者は、四半期毎に事業実施状況を県に報告するものとします。加えて会計年度終了後、50日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、提出するも

のとします。

また、県は、公園管理に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し、定期又は臨時に報告を求め、必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

## (2) 自己評価

指定管理者は、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告しなければなりません。

なお、利用者満足度調査については、以下を目標にアンケート調査を実施し、その結果を自己評価に反映させなければなりません。また、調査項目、調査日については、県と協議の上決定することとします。

### 【年間目標調査数】

- ① 公園利用アンケート：200人（通年）
- ② イベントアンケート：200人（原則2回：春、秋のイベントで各1回）
- ③ 施設アンケート：合計100人程度（通年）

※ 「指定管理者制度に関するガイドライン」は兵庫県のホームページに掲載しています。

HPアドレス：[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06\\_000000001.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_000000001.html)

なお、指定管理期間中に、外部有識者による管理運営状況評価を実施します。

## (3) 実績評価及び指定管理者への罰則

県は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や実地調査の結果等に基づき、実績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は施設利用者の利用に当たっての支障の程度に応じて、実績を公表するとともに指定管理者に以下の罰則措置を講じるものとします。

- ① 次回の指定管理者選定（公募）時の評価へ反映
- ② 違約金の支払い
- ③ 管理業務の全部または一部の停止

また、著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取り消すことがあります。



(4) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(5) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引継ぐ必要があるときは、円滑に引継ぎを行わなければなりません。なお、引継ぎに伴う経費は、次期指定管理者の負担とします。また、引継ぎは、県と新旧指定管理者の3者が十分に連携して行うものとし、県は進捗管理や必要に応じて立ち会いを行うものとします。

指定管理者が新たに職員を雇用する場合は、現指定管理者の下で管理運営業務に従事する職員のうち、継続雇用を希望する者の雇用に一定配慮してください。

## 15 応募書類配布先

- ① 兵庫県まちづくり部公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 11階)  
住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
担当者：守、井上、山里  
電 話：代表078-341-7711 (内線4484)
  
- ② 兵庫県広域防災センター総務部管理課  
住 所：〒673-0516 三木市志染町御坂1-19  
担当者：栗原、田中  
電 話：0794-87-2920
  
- ③ 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所 管理課  
住 所：〒673-1431 加東市社字西柿1075-2  
担当者：小原、橋本  
電 話：0795-42-9387

## 16 申込み・問合せ先

兵庫県まちづくり部公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 11階)  
住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
担当者：守、井上、山里  
電 話：代表078-341-7711 (内線4484)  
E-mail：[kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp)

<参考1：利用料金施設>

兵庫県立都市公園条例第15条の2に規定する料金

種別			単位	基準額		
運動施設	野球場	興行のために利用する場合	野球に利用するとき。	1回につき	57,600円	
			野球以外に利用するとき。	1回につき	83,800円	
		興行のため以外に利用する場合	野球に利用するとき。	1時間につき	3,200円	
			野球以外に利用するとき。	1回につき	31,500円	
	球技場	スポーツに利用する場合		1時間につき	3,200円	
		スポーツ以外に利用する場合		1回につき	68,100円	
	屋内テニスコート	全面	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	337,300円
					13時から17時まで	337,300円
17時から供用終了時刻まで					337,300円	
供用開始時刻から供用終了時刻まで					1,012,000円	
専用でテニス以外に利用するとき。				供用開始時刻から13時まで	498,700円	
				13時から17時まで	498,700円	
				17時から供用終了時刻まで	498,700円	
				供用開始時刻から供用終了時刻まで	1,496,000円	

				で		
	興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1時間につき		27,900円	
			専用でテニス以外に利用するとき。	供用開始時刻から13時まで		168,700円
				13時から17時まで		168,700円
				17時から供用終了時刻まで		168,700円
				供用開始時刻から供用終了時刻まで		506,000円
センターコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1回につき		157,200円	
			専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	238,800円	
コート	興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1時間につき		4,400円	
			専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	78,500円	
サブコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1面につき 1回		106,800円	
			専用でテニス以外に利用するとき。	1面につき 1回	157,200円	
	興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1面につき 1時間		3,000円	
			専用でテニス以外に利用するとき。	1面につき 1回	53,500円	
			共同で利用するとき。	1人1回につき 半日	1,200円	
屋外テニスコート	興行のために利用する場合		1面につき 1回		55,500円	
	興行のため以外	専用で利用するとき。	1面につき		2,300円	

	に利用する場合		1時間	
		共同で利用するとき。	1人1回につき半日	1,000円
陸上競技場	興行のために利用する場合		1回につき	419,000円
	興行のため以外に利用する場合	専用で陸上競技又は別に規則で定める競技に利用するとき。	1時間につき	17,800円
		専用で陸上競技又は別に規則で定める競技以外に利用するとき。	1回につき	282,800円
第2陸上競技場	興行のために利用する場合		1回につき	104,800円
	興行のため以外に利用する場合	専用で陸上競技又は別に規則で定める競技に利用するとき。	1時間につき	3,500円
		専用で陸上競技又は別に規則で定める競技以外に利用するとき。	1回につき	50,300円
		共同で利用するとき。	1人1回につき半日	200円
グラウンドゴルフ場			8ホールにつき1回	350円。ただし、障害者が利用する場合は150円とし、児童等が利用する場合は250円とする。
附属設備			別に規則で定める単位につき	別に規則で定める額

- 備考 1 利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金の基準額は、税引入場料総額の10パーセントに相当する額とする。ただし、税引入場料総額の10パーセントに相当する額が、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額に達しない場合は、同欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額とします。
- 2 野球場、球技場、屋内テニスコート、屋外テニスコート又はグラウンドゴルフ場を平日に利用する場合（屋内テニスコート又は屋外テニスコートにあっては、専用で利用する場合に限る。）は、基準額の欄に定めるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とします。

- 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいいます。
- 4 照明を伴う利用の場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額に、30分につき、野球場を利用する場合にあつては4,000円を、球技場を利用する場合にあつては1,600円を、陸上競技場を利用する場合にあつては22,500円の範囲内の規則で定める額を加算した額とします。
- 5 空調設備の使用を伴う屋内テニスコートの利用の場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額に、1時間につき、30,600円の範囲内の規則で定める額を加算した額とします。
- 6 回数券によって屋内テニスコート、屋外テニスコート又は第2陸上競技場を共同で利用する場合の回数券1冊（11枚つづり）の額は、基準額の欄に定める額の10倍とします。

兵庫県立都市公園条例施行規則第5条の2に規定する基準額

兵庫県立都市公園条例規則 別表第4

8 兵庫県立三木総合防災公園

種別				単位	基準額
野球場	興行のために利用する場合		野球に利用するとき。	1回につき	46,100円
			野球以外に利用するとき。	1回につき	67,000円
	興行のため以外に利用する場合		野球に利用するとき。	1時間につき	2,500円
			野球以外に利用するとき。	1回につき	25,200円
球技場	スポーツに利用する場合			1時間につき	2,500円
	スポーツ以外に利用する場合			1回につき	54,500円
屋内テニスコート	全面	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	238,800円
				13時から17時まで	238,800円
				17時から供用終了時刻まで	238,800円
				供用開始時刻から供用終了時刻まで	716,500円

		専用でテニス以外に利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	358,300円			
			13時から17時まで	358,300円			
			17時から供用終了時刻まで	358,300円			
			供用開始時刻から供用終了時刻まで	1,074,800円			
	興行のため以外に利用する場合	専用でテニス以外に利用するとき。	1時間につき	19,900円			
			専用でテニス以外に利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	119,500円		
			13時から17時まで	119,500円			
			17時から供用終了時刻まで	119,500円			
		専用でテニス以外に利用するとき。	供用開始時刻から供用終了時刻まで	358,300円			
			センターコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1回につき	113,200円
			専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	169,700円		
			興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1時間につき	3,200円	
	専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	56,500円				
		サブコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1面につき1回	75,500円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1面につき1回	113,200円			
		興行のため	専用でテニスに	1面につき1時	2,100円		

		め以外に 利用する 場合	利用するとき。 専用でテニス以 外に利用する とき。	間 1面につき1回	37,700 円
空調設備の使用を伴う 屋内テニスコートの利 用の場合の加算	全面	冷房する場合		1時間につき	20,400 円
		暖房する場合		1時間につき	30,600 円
	センターコ ート	冷房する場合		1時間につき	15,300 円
		暖房する場合		1時間につき	22,900 円
	サブコート	冷房する場合		1時間につき	15,300 円
		暖房する場合		1時間につき	22,900 円
屋外テニスコート	興行のために利用する場合			1面につき1回	39,800 円
	興行のため以外に利 用する場合		専用で利用する とき。	1面につき1時 間	1,700円
陸上競技場の照明器具を伴う利用の場合の加算				全点灯	22,500 円
				半点灯	7,800円
				1割点灯	4,800円
グラウンドゴルフ場				8ホールにつき 1回	250円。た だし、児童等 及び障害者 が利用する 場合は10 0円とする。
附属設備			陸上競技用計測 装置	1式につき1回	10,500 円
			大型映像装置	1式につき1回	25,200 円

備考 全点灯とは照明設備の全部を点灯して利用する場合を、半点灯とは全点灯の2分の1の照度で利用する場合を、1割点灯とは全点灯の10分の1の照度で利用する場合をいいます。

<参考2：使用料>

- ・都市公園法第5条及び兵庫県都市公園条例第4条の許可申請に伴う使用料  
兵庫県都市公園条例 別表第1（第11条関係）

区分	種別	単位	金額（円）
1 公園施設を設ける場合	標識、ぼんぼり、アーチ その他これらに類するもの	恒常的なもの	1基につき1年 1,510
		臨時的なもの	1基につき1月 310
	営業用ボート	1隻につき1月	2,060
	軽飲食店、売店その他の常設の工作物	1平方メートルにつき1年	2,060
	露店その他の仮設工作物	1平方メートルにつき1日	30
2 公園施設を管理する場合	軽飲食店、売店その他の建築物	恒常的なもの	1平方メートルにつき1年 10,380
		臨時的なもの	1平方メートルにつき1日 200
3 行為の許可を受けた場合（1及び2に該当する場合を除く。）	展示会その他の催し	1平方メートルにつき1日	15
	その他の営業	1件につき1月	1,550
		1件につき1日	100

備考 乙号：三木総合防災公園

- ・都市公園法第6条の許可申請に伴う使用料  
兵庫県都市公園条例 別表第2（第11条関係）

種別	単位	金額（円）
		乙地
電柱類	第1種電柱	1本につき1年 1,000
	第2種電柱	1本につき1年 1,600
	第3種電柱	1本につき1年 2,200
	第1種電話柱	1本につき1年 930



	第2種電話柱	1本につき1年	1,500
	第3種電話柱	1本につき1年	2,100
	その他の柱類	1本につき1年	72
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	10
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	5
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	1,400
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	48
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	72
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	95
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	190
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	480
	外径1メートル以上もの	1メートルにつき1年	950
	公衆電話所	1個につき1年	1,400
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	600	
通路、防火水槽等で地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	1,030	
架空線、橋りょう、索道等上空に設けるもの	1平方メートルにつき1年	1,640	
建築物	1平方メートルにつき1年	2,060	

標識類	恒常的なもの	1基につき1年	1,100
	臨時的なもの	1基につき1月	310
競技会、展示会、博覧会等の仮設工作物		1平方メートルにつき 1月	390
		1平方メートルにつき 1日	25
工事前板囲、足場、詰所その他の工事前施設		1平方メートルにつき 1月	390
工事前材料置場		1平方メートルにつき 1月	260

備考 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいいます。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除きます。以下同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいいます。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいいます。

乙地：三木総合防災公園